

## 平成 21 年の社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書が送付されます

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となりますが、年末調整や確定申告で国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受けるには「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」または領収書の添付が必要です。

このため、社会保険庁では生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)を以下のとおり送付することとしています。年末調整または確定申告等の手続きの際には、必ずこの証明書や領収証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

### ◆送付スケジュールは

- ① 平成 21 年 1 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日までの間に納付実績のある方  
 証明日・・・・・・・・平成 21 年 10 月 1 日  
 被保険者への到着時期・・平成 21 年 11 月上旬
- ② 平成 21 年 10 月 1 日から平成 21 年 12 月 31 日までの間に本年初めて国民年金保険料を納付した方  
 証明日・・・・・・・・平成 22 年 1 月 1 日  
 被保険者への到着時期・・平成 22 年 2 月上旬

### ◆ご家族の保険料を納付したときは

国民年金保険料の納付義務は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主や配偶者も連帯して納付する義務があります。世帯主又は配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付したときは、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。その際にはご家族分の証明書も申告する方の申告書に添付する必要があります。

問い合わせ先：社会保険庁(控除証明書専用ダイヤル ☎ 0570-070-117)

## 新型インフルエンザワクチン予防接種費用助成について

養父市内に住所があり、優先接種対象者等の方で生活保護世帯又は市民税非課税世帯に該当される場合は全額助成(無料)いたします。助成の有効期限は平成 22 年 3 月末までに接種された場合となります。

助成を受けるには、医療機関に「助成対象者証明書」を提示していただく必要があります。証明書の交付は市役所健康課、又は各地域局窓口で行っています。印鑑をお持ちになり証明書の交付申請を行ってください。

なお、助成の対象となる方で、実費で接種された場合は後日申請により実費相当額を助成します。申請の際には「領収書」及び「新型インフルエンザ予防接種済書」が必要となります。

※ 「助成対象者証明書」の再発行はいたしません。

※ 後日申請の有効期間は平成 22 年 3 月末までとさせていただきます。

※ かかりつけが市外の医療機関の場合、接種可能医療機関でない場合がありますので、かかりつけの医療機関にご確認いただくか養父市健康課にご相談ください。

問い合わせ先：市役所健康課 (☎ 662-3167)

### ● 接種可能医療機関

医療機関名	電話番号
公立八鹿病院	662-5555
田原医院	662-1678
谷尾クリニック	662-6211
國屋医院	662-2019
アベ内科クリニック	662-6559
枚田クリニック	664-0199
森医院	665-0223
井上医院	664-0051
養父市国保大谷診療所	667-2911
福井診療所	667-2036
養父市国保出合診療所	667-8008
柴山医院	669-0046
養父市国保大屋診療所	669-1676

### ● かかりつけの方のみ可能な医療機関

医療機関名	電話番号
但馬病院	662-5555
南谷希望の杜診療所	662-1678
養父市国保建屋診療所 (基礎疾患のある方)	662-6211